受検番号	
------	--

平成 27 年度 フォークリフト荷役技能検定 2 級 学科試験問題

【解答上の注意】

- 1. この問題のページは2から6までです。
- 2. 解答はすべて別紙解答用紙に記入してください。
- 3. 問題用紙の表紙に受検番号を記入してください。
- 4. すべて正誤形式の設問です。各設問の文章の意味が正しいときは、解答用紙の「正」を、誤りのときは解答用紙の「誤」を○で囲むこと。
- 5. 携帯電話の持ち込みはできません。
- 6. 制限時間は40分です。

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

- 1 労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、職場における労働者の安全と 健康の確保を図ることを目的としているが、快適な職場環境の形成を促進す ることもその目的としている。
- 2 労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料等により、又は 作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、又は死亡することであり、 疾病にかかることは含まない。
- 3 労働安全衛生法では、労働者を雇い入れたときは、その労働者が従事する 業務に関する安全衛生のため必要な事項についての教育を行わなければなら ないとされている。
- 4 労働者が10人以上50人未満の事業場では、法令で定められた業種については安全管理者を選任しなければならない。
- 5 労働安全衛生規則でいう「車両系荷役運搬機械等」の中に、フォークリフト及び移動式クレーンは含まれる。
- 6 フォークリフト作業を行う際は、最高速度が毎時 10 キロメートル以下を除き、適正な制限速度を定めなければならないが、その遵守については法令上の義務はない。
- 7 フォークリフトの運転者が運転位置から離れるときは、例え短時間であっても、フォークを最低降下位置に下し、原動機を停止し、駐車ブレーキを確実にかけるなど、フォークリフトの逸走防止措置を講じなければならない。
- 8 フォークリフトについては、前照灯及び後照灯を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所においては、この限りではない。
- 9 フォークリフトの年次定期自主検査は特定自主検査と言われ、これを行うときは、必ず、厚生労働大臣または都道府県労働局長の登録を受けた外部の検査業者に実施させなければならない。
- 10 フォークリフトを用いて作業を行うときは、作業指揮者を定めなければならないが、その作業指揮者は、フォークリフト運転技能講習修了者でなければならない。

- 11 ディーゼルエンジンは、ガソリンと空気との混合ガスを圧縮して、これに 点火して得られる燃焼した力を回転エネルギーに変える装置である。
- 12 フォークリフトは一般の自動車に比べ車速が低く、走行時の風速によるラジエターの冷却効果が少ないため、冷却ファンはファンの枚数を増やし、外径は小さいものを装着している。
- 13 フォークリフトにはドローバーピンが装備されているので、これを利用して台車等をけん引しても良い。
- 14 フォークリフトに使用されるニューマチックタイヤ(空気入りタイヤ)の 空気圧は自動車よりも高圧で、500~680kPa が一般的である。
- 15 フォークリフトは旋回半径を小さくするため、後輪のかじ取り角は自動車よりも大きくなっている。
- 16 4サイクルエンジンとは、ピストンの上下運動によりクランクシャフトが 1回転する間に、吸入、圧縮、燃焼、排気の4つの行程を行うエンジンをい う。
- 17 フォークリフト作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、①制動装置及び操縦装置の機能、②荷役装置及び油圧装置の機能、③車輪の異常の有無、④前照灯、後照灯、方向指示器および警報装置の機能 について点検を行わなければならない。
- 18 フォークリフトは、一般に油圧式足ブレーキと、機械式の駐車ブレーキを装備するが、このうち、油圧式足ブレーキは、後車輪に作用する。
- 19 鉛蓄電池の原理は、電解液(希硫酸)の中に過酸化鉛(陽極)と海綿状の 鉛(陰極)を浸漬すると、充電または放電の際の化学変化により陽極、陰極 間に約2Vの電圧が発生することによるものである。
- 20 蓄電池式フォークリフトの充電時は塩素ガスが発生するので、換気のよい 場所で充電しなければならない。
- 21 バックレストは、積み重ねられた複数の箱物、袋物などを一度に取り扱う パレット作業などで、フォーク上にのせた荷がマストの後方に落下すること による危険を防ぐための荷受けわくのことである。

- 22 アウターマストはインナーマストのレールの役目をしている。インナーマストはリフトブラケットが上下するためのレールの役目をしている。
- 23 フォークの材質には上質の炭素鋼、特殊鋼が用いられているため、長時間 使用しても、摩耗して薄くなったり、曲がったりすることはない。
- 24 重量物などを持ち上げたり移動する場合に、フォークの先端をてこ代わり に使用したり、フォークの先端で直接重量物を押したりしてもよい。
- 25 マストでフリーリフト量とは、マストを垂直にし、マスト高さを変化させずにリフトブラケットを上げることができる最大揚高で、地面からフォーク水平部の上面までの高さをいう。
- 26 フォークリフトを運転する場合、荷重曲線に示す許容荷重を超える荷を積載してはならない。
- 27 フォークリフトに使用する作動油に必要な特性は、粘度が適当であること、 泡が立ちにくいこと、さびが生じにくいこと、などが挙げられる。
- 28 フォークリフトのアタッチメントの一つであるサイドシフトはフォークが 左右にシフトし、荷物の的確な位置決めが可能だが、サイドシフトすると偏 荷重の状態になり許容荷重が低下するので、許容荷重を確認するとともに、 フォークをシフトさせた状態での積載走行はしないこと。
- 29 パレットを利用して物品を荷役・運搬し、保管したり輸送する作業方式をパレチゼーションという。
- 30 積荷をリフトした状態では、短時間の場合を除き、フォークリフトの運転 席から離れてはいけない。
- 31 コントロールバルブに設置されている安全弁は、ポンプの吐出圧が規定以上の圧力になると、高圧側の作動油が安全弁のばねの力に打ち勝って弁を押し上げ、タンクへ戻る低圧側にバイパスさせる働きをする。
- 32 積荷状態で坂道を走行するときのフォークリフトの方向は、フォーク上の 荷が坂の下方にあるようにする。

- 33 中央に空間を設け、それを取り囲み、風車形に積みつける方式をれんが積 みという。
- 34 フォークリフトでフレキシブルコンテナを扱う際は、直接フォークに掛けるのではなく、できるだけパレット荷として荷役運搬を行う。
- 35 ボックスパレットは、主としてプッシュプル装置付きのフォークリフトで 使用される。
- 36 力の3要素とは、力の大きさ、方向、作用点のことである。
- 37 物体に2つ以上の力が作用しているときには、その2つ以上の力を、それ と全く同じ効果を持つ1つの力に置き換えることができる。この置き換えら れた1つの力のことを分力という。
- 38 フォークにかかる荷重がフォークリフト本体から離れるほど、許容荷重は増加する。
- 39 摩擦力の大きさは、接触面の面積には関係なく、物体の接触面に作用する 垂直力に比例する。
- 40 カウンターバランス式フォークリフトで走行時にはマストを後傾するが、 こうすることで積荷の重心位置が後方に移動するので、転倒モーメントが小 さくなり安定する。
- 41 全産業の労働災害のうち、死亡災害及び休業 4 日以上の死傷災害は、昭和 4 7年の労働安全衛生法制定以後、平成 26 年まで減少を続けている。
- 42 フォークリフトを用いて作業を行う場合は、あらかじめ、作業に係る場所 の広さ等法令に規定された事項に適応する作業計画を定めなければならない。
- 43 フォークリフトを用いて作業を行うときは、運転中フォークリフトや荷に 接触するおそれのある個所に労働者を立ち入らせてはならないが、誘導者を 配置して誘導させるときは、この限りでない。

- 44 平成 25 年に厚生労働省が公表した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(「荷役ガイドライン」と呼ばれることがある。)では、陸運業の労働者が行う荷役作業における労働災害防止対策について、荷主等と陸運事業者のそれぞれが取り組むべき事項を示しているが、フォークリフトの安全対策については特に示されていない。
- 45 荷役ガイドラインでは、ロールボックスパレットの労働災害防止のための 労働者の遵守事項が示されているが、ロールボックスパレットの取扱いにつ いては、特に法令で定められた資格はない。
- 46 フォークリフトを停車し、運転席から離れるときは逸走防止措置を確実に 行うことが必要であるが、万一、フォークリフトが動き出したときは、人力 で止めようとしたり、運転席に乗り込んで停止させようとしないこと。
- 47 労働安全衛生法(政令、省令を含む。)で、「はい」とは、倉庫、上屋又は 土場に積み重ねられた荷の集団のことを言い、小麦、大豆、鉱石等のばら物 の荷が積み重ねられたものも含まれる。
- 48 高さが1.5メートル以上のはいのはい付け又ははい崩しの作業を人力で行う場合は、はい作業主任者の選任が必要である。
- 49 厚生労働省では、労働災害防止のため「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」を公表しているが、この「危険性又は有害性等の調査」はいわゆるリスクアセスメントのことである。
- 50 フォークリフト作業に従事する者は、厚生労働省の通達により、おおむね 5年に1回フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育を受けることが望ま しいとされている。